

木造住宅耐震化緊急啓発事業（啓発業務）委託仕様書

1 業務の目的

能登半島地震による被害状況を受けて、住宅の耐震化に不安を持つ県民が増加していること、また本県においても南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定されているにも関わらず、木造住宅の耐震化や補助事業の活用が進んでいない。今回の能登半島地震に関する報道等により、県民の地震対策に関心が高まっていると感じており、この機会を捉え、住宅の耐震化についての理解の浸透を図るとともに、耐震性に不安のある住宅の所有者等が耐震化への取組意欲を高められるよう、様々な媒体を活用して啓発を行う。

2 業務の名称

木造住宅耐震化緊急啓発事業（啓発業務）

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日まで。

4 業務委託の内容

テレビ及びラジオのスポットCMの作成・放送

新聞広告

バス車内広告

啓発チラシの作成等

（1）広報・啓発活動の対象

県内の昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の所有者及び一般県民

（2）媒体・方法

①テレビ及びラジオ

- ・テレビは15秒・30秒、ラジオは20秒のスポット放送を目安とするが、具体的な時間・回数については提案による。
- ・放送は、対象者への周知効果が高い時間帯に行うこと。

②新聞広告

- ・2回以上の新聞広告の企画・実施を行うこと

③バス車内広告

- ・10ヶ月間程度のバス車内広告の企画・実施を行うこと

④啓発ポスター・チラシ作成

- ・ポスター 250枚程度
- ・チラシ 1000枚程度

⑤その他自由提案

- ・上記の他、業務の目的を達成するために効果的な提案、企画の実施を行うこと。

(3) 内容・構成

- ア) 「木造住宅の耐震化」に対する県民の関心を引くとともに、主体的な行動を促すものとする。
- イ) 対象となる住宅の所有者は主に高齢者であることから、高齢者が関心を持ちやすくわかりやすいデザインで、説明的になりすぎないこと。
- ウ) 宮崎県の現状を含めること
例：予想される大規模地震の被害、現状の耐震化率 等
- エ) 可能な限り、次年度以降も活用できる内容とすること。
- オ) ポスター・チラシは対象者の区分（例、高齢者向け、子育て世帯向け等）によって区別して作成しても、統一した内容で作成してもよい。事業目的や送付先等を念頭に検討し提案すること。

(4) 実施スケジュール

打ち合わせ：令和6年4月～5月

編集・作成：令和6年4月～5月

周知実施：令和6年6月～令和7年2月（放映の時期・期間は提案による。）

データ等の最終納品：令和7年2月28日（金）まで

(5) 制作にあたっての留意事項

- ア) 制作する動画等の内容・詳細については、作成・実施前に宮崎県県土整備部建築住宅課（以下、「県」という。）と十分な協議を行うこと。
- イ) 作成に必要な数値等のデータ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。
- ウ) 映像等の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- エ) 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。
- オ) 制作物について、県が今後PRを行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

5 成果品等の納入

(1) 報告書

(2) テレビCMの動画電子媒体

(3) ポスター・チラシの現物・電子媒体（PDF等）

(4) その他本事業で制作したデータ一式

(5) 動画・印刷物等の作成にあたり使用したイラスト、写真、動画等の素材データ一式

(6) 納品場所：県が指定する場所

6 実績報告書の作成

受託者は、業務完了後直ちに、実績報告書（収支決算書類を含む）を提出（電子データおよび紙媒体）すること。

7 その他

- （１）目的に沿った周知・啓発効果の高い内容とすること。
- （２）費用対効果、法令遵守、個人情報保護等に配慮すること。
- （３）この業務に関する制作物の権利の一切は、すべて県に帰属するものとする。
- （４）この業務に関する制作物・イラスト・画像等については、県が指定する様式の電子データで提出すること。
- （５）業務実施にあたっては、県と十分な連携を図ること。
- （６）本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。